



Building a better  
working world

# Eコマースにおける VAT/GSTマネジメント 支援サービス

EY税理士法人

## 貴社のe-ビジネスにおけるVATリスクを知っていますか？

Eコマース市場が急速に拡大し、多くの日本企業が参入する一方で、VATリスクが増大している点が見落とされています。世界各国で、インターネットを通じた自国の消費者向けのサービス及び製品の販売について新たな課税ルールの導入が相次いでおり、日本企業が想定しないVATコストに直面するケースが増えています。

情報技術の発展に伴い、既存の電子事業者だけではなく、製造業等の伝統的な産業に属する事業者がVATリスクを抱える場面も想定されます。例えば、電子機器等の製品について、インターネットを通じたソフトウェアの販売やアップデートを行う場合、VATの課税関係及び納税義務が生じる可能性があります。

EUを初めとする各国の高税率なVAT(OECD加盟国平均: 約20%)について顧客から適切に徴収できない場合、事業の収益性に重大な影響を及ぼすコストとなることから、事前分析を経た適切な管理が必要不可欠です。

影響を受ける事業者	▶ 製造業を含む電子サービス販売事業者 ▶ オンライン小売事業者 ▶ オンライン通販市場運営事業者 ▶ デジタルコンテンツ向けオンラインプラットフォーム運営事業者	Eコマースに関する税制改正の動向(予定を含む)
外部要因	▶ Eコマース市場の拡大 ▶ 税務当局による課税体制の強化 ▶ 電子サービス及びオンライン小売事業に係る新課税ルールの導入 ▶ 頻繁な税制改正及び複雑化 ▶ ペナルティリスク	2016年10月 ニュージーランド: 国境を越える電子サービスへのGST課税制度導入 2017年1月 ロシア: 国境を越える電子サービスへのVAT課税制度導入 2017年7月 インド: GST制度導入 オーストラリア: B2C電子サービスへのGST課税制度導入 2018年1月 GCC(湾岸協力)諸国: VAT制度導入 スイス: B2C電子サービスに係るVAT登録基準売上額の見直し ペラルーシ: 国境を越える電子サービスへのVAT課税制度導入
内部要因	▶ ビジネスマodelの変化 ▶ コンプライアンスポリシーの強化 ▶ リスクマネジメント(風評リスク、財務リスク及び事業中断リスク) ▶ 価格戦略	

事前の課税関係分析を経た適切かつ適時の対応により、多くの問題を回避することができます。EY税理士法人は、貴社のビジネスにおけるVAT/GSTインパクトについて、東京に常駐するアウトバウンドVATデスクと各国専門家が協働して、明確かつ実務的なアドバイスを提供します。

# EYが提供するサポート

## VAT課税関係の事前分析

各企業固有のビジネスについて、課税関係及び納税義務等の関連する論点を整理の上、分析結果を報告します。現状分析にとどまらず、将来の税制改正による影響分析を合わせて行うことで、企業の計画立案を支援します。

## コンプライアンス手続き

EUを初めとして、多くの国において、Eコマースを行う事業者に対する特殊な納税申告手続きが導入されています。

EYは、世界各国における企業のVAT/GST登録・申告等のコンプライアンス手続きについて、合理的かつ効率的なサポートを提供します。

## 内部管理体制

顧客の税務上のステータス、課税要否、税額計算及びVATインボイス発行等、税務上必要となる対応事項は多岐にわたります。

これらの要件に適切に対応できるよう、EYは社内システム体制の構築について、税制及び実務の観点から企業をサポートします。

## 継続的なモニタリング

常に変化するVAT制度に迅速に対応できない場合、深刻な状況に陥る可能性があります。EYは、企業の事業活動に影響を与える変化について、適時にフォローアップします。

## 背景



### 電子サービス

一般消費者に対する電子サービスの提供(B2C)について、顧客所在地においてVAT課税対象とする国が増加しています。このような取引を行う国外事業者はVAT登録の上で、定期申告を通じて納付を行うことが求められます。

国により電子サービスの定義は異なるものの、一般的にソフトウェア、ゲーム、電子書籍、音楽、ビデオ、ウェブホスティング及びウェブ広告等のデジタル製品、サービスが含まれます。



### オンライン小売事業

国外事業者によるVAT課税回避についての対応策が導入されています。

- ▶ オーストラリア、ニュージーランド、EU及びスイスにおける、少額輸入貨物に係る免税制度の撤廃又は制限
- ▶ 英国における、オンライン通販市場運営者に対する、出品者(オンライン小売事業者)の税務コンプライアンス違反に係る連帯責任の追及
- ▶ EUにおける遠隔地販売に係るVAT簡素化規定の大幅な改定

## Contact

本サービスに関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部

[tax.knowledge@jp.ey.com](mailto:tax.knowledge@jp.ey.com)

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2017 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.  
Japan Tax SCORE 20170413 ED None

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行ふものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)